

知多市広告付き市内案内板貸付事業者募集要項

この要項は、知多市役所新庁舎に広告付き市内案内板を設置するための場所を貸し付け、案内板の設置を行う事業者を募集するために必要な事項を定める。

1 募集事業者

広告取扱代理店 1 者

2 申込書の受付日

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

3 申込書の受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

4 事業内容

知多市市内地図を作成及び設置するもの。事業者は、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができる。

なお、事業者は事業の実施に伴い、行政財産の貸付料（広告掲載料を含む。）を本市に納付すること。

5 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置 台数
知多市緑町 2 5 番地 1	知多市役所 新庁舎風除室	0 . 4 5 m ² (幅 3 0 0 c m × 奥行 1 5 c m)	1 台

備考

- (1) 詳細は別紙広告付き市内案内板仕様書のとおり。
- (2) 国土地理院の地図をベースに作成すること。
- (3) 色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザインとすること。
- (4) 携帯電話による Q R コードの読み取り等により広告主のモバイルサイトと

の連携が可能なものとする。

(5) 広告主の募集、広告付き市内案内板の制作、設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は事業者の負担とする。

(6) 電力使用量計測用子メーターの設置又は消費電力量のわかる資料の提出をすること。

(7) 電照時間は、タイマー等により午前8時45分から午後4時15分までとすること。

(8) 設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置すること。

(9) 破損、汚損、公共施設等の変更又は移転、広告主の変更又は移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また必要な都度、周辺地図全体を張替えること。

(10) 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き市内案内板に故障時等の連絡先及び有料広告である旨を明記するとともに、事業者の責任において誠実に対応すること。

(11) 「これは有料広告です。広告に関する一切の責任は広告取扱代理店及び広告主に帰属します。また、広告内容、広告主の商品、サービス等を知多市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

6 行政財産の貸付期間

令和9年5月6日（木）から令和13年4月30日（水）まで

7 行政財産の貸付料等

一般競争入札による落札決定金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額。）を行政財産の貸付料とする。また、行政財産の貸付料のほかに電気料金を別途納めなければならない。

各年度の貸付料の額は、貸付料を貸付期間に係る月数（1月に満たない部分については1月とみなす。）で除した額に各年度の月数を乗じた額とする。

なお、各年度の貸付料の額に端数が生じた場合は、1年目に加算し、各年度の貸付料の合計額を貸付料に一致させる。

8 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格申込書（知多市広告付き市内案内板取扱要領（平成2

4 年知多市公告第 9 6 号。以下「要領」という。) 第 1 号様式)

- (2) 直近の納税証明書（未納がないことの証明。法人は法人税、法人事業税、特別法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人事業主は所得税、個人事業税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税。いずれも提出期限前 3 か月以内のもので、写し可）
- (3) 会社の概要書（事業概要等（広告付き市内案内板設置事業の実績を含む。）で、広告付き市内案内板設置事業の実績は、一般競争入札の公告の日（令和 8 年 9 月 1 日（火））から過去 2 年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が管理する施設に自らが管理及び運営する広告付き市内案内板を設置した実績を証明する契約書、使用許可書等の写しを提出）
- (4) 法人は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業主は事業主の身元証明書（ともに提出期限前 3 か月以内のもので、写し可）
- (5) 法人は、印鑑証明書、個人事業主は印鑑登録証明書（ともに提出期限前 3 か月以内のもので、写し可）
- (6) 誓約書（要領第 2 号様式）（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）
- (7) 委任状（要領第 3 号様式）（代理人により入札する場合のみ提出）
- (8) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ提出）
- (9) 設置を予定する広告付き市内案内板等のイメージ図（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）

9 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる提出とする。郵送の場合は、令和 8 年 9 月 30 日（水）必着とする。電子メールにより提出する場合は、送信後、必ず電話にて到達確認を行うこと。

10 提出先

知多市役所総務課

11 選定方法

入札参加資格を有する者で入札を行い、予定価格以上の価格で最高価格の落札者を広告取扱代理店として決定する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選とする。

12 その他注意事項

- (1) 提出書類の用紙、入札説明書等を、一般競争入札の公告の日と同日程で知多市役所総務課にて配布する（市ホームページからもダウンロード可）。
- (2) この要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格となる。
- (3) 申込みに要する費用は、全て申込者の負担とする。
- (4) 申込みの際に提出された書類は、原則返却しない。
- (5) 入札参加資格審査の結果は、電子メールで送付するものとする。
- (6) 申込前に必ず広告付き市内案内板設置場所の確認を行うこと。なお、現地確認するときは事前に下記問い合わせ先に連絡し、日程を調整の上、実施すること。
- (7) 申込みに当たっては、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、要綱、知多市広告掲載審査基準、要領、知多市広告付き市内案内板貸付事業者募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守すること。

13 問い合わせ先

〒478-8601

知多市緑町1番地

知多市役所総務課

電話番号 0562-36-2630（直通）

0562-33-3151（代表）

FAX番号 0562-32-1010

メールアドレス soumu@city.chita.lg.jp